

令和3年6月 西之表市農業委員会定例総会 議事録

1. 開催日時 令和3年6月25日（金） 8時45分開会

2. 開催場所 西之表市役所 議会棟3階 第3委員会室

3. 出席委員 14名

職名	議席番号	氏名	職名	議席番号	氏名
会長	4番	脇田 峰生	委員	8番	杉 為昭
職務代理者	5番	日笠山 隆	委員	9番	河本 アツミ
委員	1番	日高 仙三	委員	10番	牛越 紀幸
委員	2番	中村 裕臣	委員	11番	岩本 延男
委員	3番	中村 逸夫	委員	12番	中村 正幸
委員	6番	鮫島 繁樹	委員	13番	日笠山 昭代
委員	7番	深田 広文	委員	14番	坂本 江里子

4. 欠席委員 0名

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 報告第5号 合意解約等について

第3 議案第29号 農地法第3条の規定による許可について

第4 議案第30号 農地法第4条の規定による許可について

第5 議案第31号 農地法第5条の規定による許可について

第6 議案第32号 非農地証明について

第7 議案第33号 あっせんについて

第8 議案第34号 農用地利用集積計画策定に係る意見について

第9 議案第35号 農用地等の農地中間管理権の解除に係る意見について

○事務局

皆さん、おはようございます。

それでは、定刻、定足数に達しておりますので、これから令和3年6月西之表市農業委員会定例総会を開会いたします。

開会に当たり、会長に御挨拶をいただき、その後、議事進行をよろしく願いいたします。

○会長

改めまして皆さん、おはようございます。

本日はお忙しい中、出席をいただきありがとうございます。

今年は最初気温が上がらないということで水稻のほうも、ちょっと発育が遅れるかなという見込みだったんですけれども、最近になって非常に順調のようでございます。

また、さつまいもにつきましては、早く植えたところの圃場で、ちょっと基腐れが出ているようなところもあるようですけれども、農家の皆さんの頑張りで基腐病が少しは抑えられているのではないかなというふうに思います。

アミスターの支援につきましては、6月に圃場の面積を確定いたしまして、7月以降に市から申請書が郵送で各農家に届くとのことでした。

また農業委員会では、毎年恒例の農地利用状況調査が始まります。そのあと、遊休農地の所有者等に対する意向調査を実施いたします。

農地法におきましても、義務づけられている農業委員、推進委員の重要な活動になります。事務局も含め、農業委員会一丸となって取り組んでまいりたいと思いますので、皆さん御協力よろしく願いいたします。

それから本日は、先月お知らせをしましたように、定例総会の後、中間管理事業の研修会を行い、昼からは農地利用状況調査に向けた、室内研修、また現地研修となっております。

長時間となりますけれども、委員の皆さんよろしく願いいたします。

○議長

それでは、ただいまから本日の会議を開会いたします。

本日の日程は配付しております議事日程のとおりです。

まず日程第1、西之表市農業委員会会議規程第10条に規定する議事録署名委員の指名を行います。

13番、日笠山昭代委員、14番坂本委員を指名いたします。

○議長

日程第2、報告第5号「合意解約について」事務局、説明をお願いします。

○事務局

日程第2、報告第5号「合意解約について」を説明いたします。資料1ページです。

今月の合意解約は、1番から2番の2件で、台帳現況地目、田6筆の6、001平米の合意解約がありました。以上で説明終わります。

○議長

ありがとうございました。それでは、ただいまより議案審議に入ります。

日程第3、議案第29号「農地法第3条の規定による許可について」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

○事務局

日程第3、議案第29号「農地法第3条の規定による許可について」説明いたします。資料は2ページから3ページです。なお、4番については、譲渡人死亡により取下げとなりましたので報告いたします。

今月は、所有権移転1件、賃借権設定1件、使用貸借権設定2件、合計4件の申請がありました。

1番です。下西下石寺地区です。台帳現況地目畑の4筆で面積4,137平米を使用貸借により5年間借り受けるものです。

2番です。下西下石寺地区です、台帳現況地目畑の1筆で面積1,557平米を使用貸借により5年間借り受けるものです。

なお1番2番は、借り人が同一人物で、合計面積が5,694平米となり、下限面積2,000平米を超えます。

3番です。国上寺之門地区です。

台帳現況地目畑の1筆で、面積2,254平米を賃借により5年間借り受けるものです。

5番です。住吉深川地区です。台帳現況地目畑の1筆で、合計面積1,474平米を売買により所有権移転するものです。以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。

続いて担当委員のほうから随時報告をお願いいたします。

○2番委員

2番です。

整理番号1番2番について、借り人が同じ方のため、一緒に御報告をさせていただきます。

6月22日火曜日、朝8時半より、借り人と貸し人立会いのもと、推進員とともに現地確認を行いました。

借り人は、下石寺在住のオクラやスナップ、安納イモ等をつくる園芸農家で、今年就農された新規就農者です。貸し人とは、親子関係にあります。

圃場の場所に関しては、下石寺地区内にあり、整理番号1の一部分と整理番号2は、隣接している圃場になります。現在は安納イモが植付けされておりました。

また、整理番号1の1枚の畑にはオクラが作付けされておりました。

農業機械等は、貸し人である父親から借り受けてやっていくとのことなので問題ないと思います。

整理番号2については、貸し人に電話にて確認しており、双方確認の結果、申請どおり間違いありませんでしたので、許可相当と考えます。

以上です。

○3番委員

3番です。

整理番号3番について報告いたします。6月21日、借り人立会いのもと、推進委員の平石達美さんと、現地を確認いたしました。

現地は、国上湊漁港から伊関柳原へとつながる、山の上の割と平たんな道路脇にありました。

昨年までは、牧草地だったそうですが、現在はきれいに整地されて、もう既にでん粉芋を作付されていました。

借り人は、国上野木之平の新規就農の7年目で、今年、女性農業士の資格を取得されている将来有望な若者であります。農機具も一応そろっております。

貸し人は土地持ち非農家で、本人とは電話で確認をしております。

以上、双方確認の結果、許可相当と考えます。よろしく申し上げます。

○13番委員

13番です。

整理番号5について報告をいたします。

6月21日、譲受人及び担当推進委員立会いのもと、現地調査を行いました。譲受人は81歳と高齢ではありますが、近くにJAに勤務する息子さんがおり、その手助けを受けながら、サトウキビを中心に農業をしております。

譲渡人と譲受人は従兄弟同士で、譲渡人は、鴨女町在住の土地持ち非農家です。

申請地は、譲受人の家に隣接していることから、今回購入をし、農地としての利用を推進するため今回の申請となりました。

今後は、現在荒れている部分も整備をし、野菜を植え付けるとのことでした。

譲渡人には、電話にて確認をしております。何ら問題はありませんので、許可相当と考えます。

以上、皆様の御審議よろしくお願ひいたします。

○議長

ありがとうございました。

ただいま事務局また担当委員のほうから説明報告がありました。皆さんのほうから何かこの件につきまして、質疑等ありましたら挙手をお願いをいたします。

○議長

それでは無いようですので、質疑を終了して、議案第29号「農地法第3条の規定による許可について」の採決に移りたいと思います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致ですので、本案は許可することに決定をいたしました。

○議長

続きまして日程第4、議案第30号「農地法第4条の規定による許可について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

○事務局

日程第4、議案第30号「農地法第4条の規定による許可について」を説明い

たします。資料4ページです。

1番です。申請地は、下西瀬泊地区の土地1筆で、台帳現況地目畑、423平米です。

申請理由といたしましては、給排水工事業を営んでいますが、事業用駐車場が不足しているので、駐車場を設置したいとのことです。

農地区分は、農振農用地区域外であり、中山間地域に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他の農地に該当すると判断されます。

周辺は宅地、山林、畑がありますが、被害防除計画書及び被害防除誓約書が提出されていることから、転用による周囲への被害はないと思われま

す。また、預金残高証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われるものと思われま

す。以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから説明がありました。

この件につきましては、昨日24日に合同の現地調査が行われています。調査委員の皆様お疲れさまでした。

調査委員長のご報告をお願いいたします。

○12番委員

12番です。

昨日、事務局より2名、調査委員、11番、12番。担当委員2名で合同調査を行いました。

申請地は、北側は事務所兼自宅、東側、南側はサトウキビ畑になっています。第2種農地に属すると思われま

す。使用目的が、工事用トラックの駐車場ですので、周りの畑に支障をきたすことはないと思われま

す。申請地の西側は、水がたまるということで、砂利を敷いて使いたいとのことです。

提出された書類もきちんとそろっております。

調査の結果、申請が4条の規定どおりであり、許可相当ではないかと意見の一致を見るところでした。皆様の御審議よろしくお願

いいたします。以上です。

○議長

ありがとうございました。

ただいま、調査委員長のほうから報告がありました。この件につきまして、担当委員のほうから何か補足説明があればお願いをいたします。

○2番委員

2番です。

調査委員長の報告通りだと思います。特にありません。以上です。

○議長

ありがとうございました。

ただいま、担当委員、事務局、調査委員長のほうから報告がありました。皆さんのほうから何か質疑等ありましたら、挙手でお願いをいたします。

○議長

無いようですので、それでは質疑を終了いたしまして、議案第30号「農地法第4条の規定による許可について」の採決をいたします。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致ですので、本案は承認することに決定いたしました。

○議長

続きまして日程第5、第31号「農地法第5条の規定による許可について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

○事務局

日程第5、議案第31号「農地法第5条の規定による許可について」説明いたします。資料5ページです。

1番です。申請地は、安納大平地区の土地1筆で、台帳現況地目畑、1,543平米です。

申請理由といたしましては、安納いもとサトウキビの食品加工施設の建設とそれに伴う作業場を整備したいとのことです。

農地区分は、農振農用地区域外であり、中山間地域に存在する、農業公共投資の対象となっていない小集団の未整備農地であることから、第2種農地のその他の農地に該当すると判断されます。

周辺は宅地、山林であり、転用による農地への被害はないと思われま

す。なお、排水については、申請地に隣接する里道に排水管を埋設し、既設の側溝へ流す計画ですが、市建設課法定外公共占用許可申請書を提出することから、許可後に指令書を発行することとなります。

また、預金残高証明書も提出されており、転用を行う資金力があると認められることから、転用は確実に行われるものと思われま

す。以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから説明がありました。

これにつきましても、先日、合同現地調査が行われております。委員長報告をお願いします。

○12番委員

12番です。

昨日、事務局2名、調査委員、11番、12番、担当委員2名で合同調査を行いました。

申請地は、北側は市道、あとは雑木林に囲まれた第2種農地に属すると思われ

ます。周辺には農地はなく、農業への悪影響はないと思われます。

工場から出るからいも等を洗った水は、東側に沈砂池をつくり、市道へ排水管を埋設し、近くの側溝へ上澄み水を流すとのことでした。

建設課の許可も近く出るとのことです。

訂正されました書類も一式そろっております。

工場が設置されれば、雇用も生まれ、地域の活性化にもつながると思います。

調査の結果、申請内容が5条の規定どおりであり、許可相当ではないかと意見の一致を見るところでした。

皆様の御審議よろしく申し上げます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

ただいま調査委員長のほうから報告がありました。

この件につきまして、担当委員の補足説明がありましたらお願いします。

○1番委員

1番です。

今、調査委員長の報告通り、間違いありません。その排水関係につきまして、市建設課の許可後ということになりますが、周りには農地はありませんので、影響はないだろうと思うところです。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

ただいま、担当委員の報告、また調査委員長、事務局から報告がありました。

この件につきまして、皆さんのほうから何か質疑等ありましたら、挙手でお願いをいたします。

○5番委員

5番です。譲受人と申しますか、この業者さんは、以前から、ここで業務を行っていたんですか？

○1番委員

譲受人が譲渡人とちょっと知り合いで、今回こういう、加工場をつくりたいという相談があって、譲渡人がこういう場所があるということになりました。以前は、譲渡人が安納イモを作っておったんですけど、水はけも悪くてですね、なかなか2年3年出来なかったもので、この場所はどうかとなったところです。譲受人は、全くの新規です。

○議長

ほかにありませんか？

○事務局

事務局からいいですか。安納地区についてはこの業者さんのほうは、新規になるんですけども、以前、市の施設を借りて、つくってた経緯がありまして、「あっぱ〜らんど」の近くの設備をちょっと利用してつくった経緯があります。

○議長

ということでございます。ほかに皆さんのほうから何かありますか？

○議長

それでは無いようですので、質疑を終了し、議案第31号「農地法第5条の規定による許可について」の採決をいたします。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致ですので、本案は承認することに決定をいたしました。

○議長

続いて、日程第6、議案第32号「非農地証明について」を、議題といたします。事務局説明をお願いします。

○事務局

日程第6、議案第32号「非農地証明について」を説明いたします。資料6ページです。

1番です。上西大崎地区です。台帳地目は畑ですが、平成15年5月1日頃から耕作せず、現在は原野となっています。交付基準1(イ)に基づいた申請です。

2番です。国上中目地区です。台帳現況地目は畑及び田ですが、平成10年及び平成23年頃から耕作せず、現在は原野及び山林となっています。交付基準1(イ)に基づいた申請です。

以上で説明終わります。

○議長

ありがとうございました。

ただいま事務局のほうから説明がありました。この件につきましても、昨日、現地調査が行われております。調査委員長の報告をお願いします。

○12番委員

12番です。昨日、事務局2名、調査委員、11番、12番、担当委員2名で合同調査を行いました。

番号1について報告いたします。

この申請地は、東側、西側大きな山に囲まれ、余り日が当たらず、山からは水がわき、道路より下に申請地があるため、排水が悪く、周りの山が深いので、鹿も多いとのことでした。

カライモとかサトウキビを植えていましたが、育ちが悪く、平成15年から耕作していないとのことでした。

調査の結果、申請地が、非農地交付基準1(イ)に該当し、許可相当ではないかと、意見の一致を見るところでした。

続いて、番号2について報告いたします。

申請人は鹿児島在住の土地持ち非農家です。

5筆の申請地は、近くの農家の方に貸していたんですが、返され、借る人もなく、それからは耕作していないとのことでした。

写真を見てのとおりです。間違いなく、山林原野です。

申請人が申請地までの道を人が通れるよう、払ってくれていたのですが、行きつきましたが、大変な道でした。

調査の結果、5筆の申請地は、非農地証明交付基準1（イ）に該当し、許可相当ではないかと意見の一致を見るところでした。皆様の御審議よろしく願います。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

ただいま調査委員長のほうから報告がありました。この件につきまして担当委員のほうから補足説明があったら、お願いいたします。

○4番委員

4番です。整理番号1番です。

先ほど調査委員長が言われたように、草丈も私の身長よりも高いぐらいでありまして、南、東、北のほうはもうかなり木が高くて、冬になると南のほうに太陽が傾くことで、もう朝からほとんど日が当たらないということです。今まで何を作っても駄目ということで、先ほど、調査委員長が説明のあったとおりです。審議方よろしくお願いいたします。

○9番委員

9番です。

昨日は本当に山の中を川も渡ったりして、もう本当に御苦労さまでした。見ての通りほんとに山で、調査委員長の報告のとおりです。

以上です。

○議長

ありがとうございました。

ただいま担当委員のほうから報告がありました。この件につきまして皆さんのほうから何か質疑等ありましたら挙手をお願いをいたします。

○議長

それでは無いようですので、質疑を終了しこれから、議案第32号「非農地証明について」の採決を行います。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

（ 全員挙手 ）

○議長

ありがとうございました。

全会一致ですので本案は承認することに決定をいたしました。

○議長

続きまして日程第7、議案第33号「あっせんについて」を議題といたします。事務局、説明をお願いします。

○事務局

日程第7、議案第33号「あっせんについて」です。資料7ページです。

1番「借りたい」の申し出です。対象農地については、現和と安城地区で、面

積が5ヘクタールを借りたいとなっております。

あっせん委員につきましては、6番鮫島委員、10番牛越委員、12番中村委員にお願いいたします。

以上で説明終わります。

○議長

ただいま事務局のほうから説明がありました。ただいまの説明について皆さんのほうから何か質疑等ありましたら、挙手をお願いします。

○議長

大変ですけれども、あっせん委員になられた方は、法人化していた方がやめたところもあちこちあるようですので、よろしくお願いをいたします。

○議長

それでは続きまして日程第8、議案第34号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

○事務局

日程第8、議案第34号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」御説明いたします。8ページをお開きください。

1段目です。期間が令和3年7月1日から令和8年4月30日までの4年10か月間、地目畑面積4,922平米、利用権の設定する者1人、受ける者1人です。

内訳については9ページを、詳細については、10ページから11ページをご覧ください。

続きまして、農地中間管理事業分の利用権設定です。

まず初めに、所有者から鹿児島県地域振興公社への利用権設定を説明いたします。12ページをお開きください。

1段目です。

期間が令和3年7月1日から令和7年6月30日までの4年間、地目畑面積1,738平米。利用権の設定する者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和3年7月1日から令和8年5月31日の4年11か月間、地目畑面積1,864平米で、利用権の設定する者1人、受ける者1人です。

内訳については13ページを、詳細については14ページから15ページをご覧ください。

続きまして、鹿児島県地域振興公社から耕作者への利用権設定を説明します。

16ページをお開きください。

1段目です。期間が令和3年7月1日から令和7年6月30日の4年間、地目畑面積1,738平米。利用権の設定をする者1人、受ける者1人です。

2段目です。期間が令和3年7月1日から令和8年5月31日の4年11か月間、地目畑面積1,864平米。利用権設定する者1人、受ける者1人です。

内訳については、17ページを、詳細については18ページから19ページをご覧ください。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。

それでは、担当委員の報告をお願いいたします。

○10番委員

10番です。

整理番号1について報告いたします。6月22日、借り人立会いのもと、現地調査を行いました。現地には既に安納イモが作付けされておりました。貸し人は安城在住の土地持ち非農家であり、借り人は、西之表に本社を置く大規模農業法人です。

この議案は、更新案件であり、継続して5年間の賃貸をするものです。

また貸し人は高齢のため施設に入っており、確認は娘さんといいたしました。

両者確認のもと、許可相当と考えます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。ただいま担当委員のほうから報告、説明報告ありました。この件につきまして皆さんのほうから何か質疑等ありましたら、挙手をお願いいたします。

○議長

無いですので、議案第34号「農用地利用集積計画策定に係る意見について」の採決をいたします。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長

ありがとうございました。

全会一致ですので、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長

続きまして日程第9、議案第35号「農用地等の農地中間管理権の解除に係る意見について」を議題といたします。事務局説明をお願いいたします。

○事務局

日程第9、議案第35号「農用地等の農地中間管理権の解除に係る意見について」を説明いたします。資料は20ページです。

1段目です。現和西俣地区です。台帳現況地目畑の2筆で面積2,055平米。平成31年4月1日に旧耕作者との解約以降、借り手がなく、解除理由は、圃場に侵入するための出入り口が不便で、形状が悪く機械作業に不向きであるとのことです。

2段目です。住吉浜之町地区です。台帳地目畑の2筆で面積1,106平米で令和元年8月31日に旧耕作者との解約以降、借り手がなく、解除理由は、畑から石が出るため、耕作に不適であり、周囲に担い手がいないとのことです。

以上で説明を終わります。

○議長

ありがとうございました。ただいま事務局のほうから説明がありました。この

件につきまして皆さんのほうから質疑等ありましたら挙手でお願いをいたします。

○議長

無いようですので、これから議案第35号「農用地等の農地中間管理権の解除に係る意見について」の採決をいたします。

原案のとおり承認することに賛成の委員は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 ありがとうございました。全会一致ですので、本案は原案のとおり承認することに決定をいたしました。

○議長

今の件ですけれども、これからこういう案件がかなり出てくると思うんですよ。借りたけれども、あまりにも条件が悪くて耕作出来ない。そのような農地が出てくるかと思えますけれども、皆さんこれからもよろしく願います。

以上をもちまして本日の議事は終了いたしました。

会 長 _____ 印

1 3 番委員 _____ 印

1 4 番委員 _____ 印